

都道府県・ 政令指定都市名	31 鳥取県
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	男女協働未来創造本部 未来創造課
担 当 職 員 数	4 人 (専任 4 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	鳥取県男女共同参画行政推進会議	
設 置 年 月 日 (西暦)・根 拠	1990年7月2日	根拠: 鳥取県男女共同参画行政推進会議設置要綱
長 の 役 職	副知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関 、懇 談 会 等 の 名 称	鳥取県男女共同参画審議会	
設 置 年 月 日 (西暦)	2001年3月16日	
構 成 員	20 人 (女性 11 人、男性 9 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月	
名 称	鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画	
改定・見直しの予定時期	2026年4月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といふ。)の推進計画と一体である		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	2	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	鳥取県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西暦)	2000年12月26日	
	施 行 日(西暦)	2001年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2025年4月1日	
	改 正 内 容		
第11条第1項 「鳥取県立倉吉未来センターの設置に関する条例(平成12年鳥取県条例第5号)第2条第1項の規定に基づき鳥取県男女共同参画センターを設置」→「鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定に基づき男女協働未来創造本部を設置」に改正。第11条第2項 「鳥取県男女共同参画センターに窓口を設置」→「鳥取県立倉吉未来センターの設置等に関する条例(平成12年鳥取県条例第5号)第2条第1項に規定する鳥取県男女協働未来創造センターに窓口を設置」に改正			
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 年 月			
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

性 登 用 方 策	調査時点コード	1:2025年4月1日		2:その他(西暦)	
	(西暦)	年度まで	%		
40%以上					
根 拠					
鳥取県男女共同参画推進条例					
目標設定の対象である審議会等の範囲					
鳥取県行政組織規則に定める附属機関のうち、法令・条例により設置が義務づけられているもの					
目標設定の対象である審議会等における登用状況					
調査時点コード 1 審議会等数(64)うち女性委員を含む審議会等数(63)					
延総委員等数(892)延女性委員等数(396)女性比率(44.4)					
調査時点コード 1 審議会等数(40)うち女性委員を含む審議会等数(39)					
延総委員等数(534)延女性委員等数(234)女性比率(43.8)					
調査時点コード 1 審議会等数(33)うち女性委員を含む審議会等数(33)					
延総委員等数(439)延女性委員等数(189)女性比率(43.1)					
調査時点コード 1 審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)					
延総委員等数(59)延女性委員等数(26)女性比率(44.1)					
目標値以外の目標設定					
性 登 用 方 策	人材名簿作成の有無	1. 有	2. 無	3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	38 人	(2025 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1
そ の 他					

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			女性管理職の内訳				
			管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
本庁	計	310	57	18.4	19	4	21.1	73	16	21.9	218	37	17.0	
	うち一般行政職	254	56	22.0	17	4	23.5	58	16	27.6	179	36	20.1	
支庁・地方事務所等	計	298	105	35.2	8	2	25.0	37	7	18.9	253	96	37.9	
	うち一般行政職	194	48	24.7	2	2	100.0	21	3	14.3	171	43	25.1	
全体	計	608	162	26.6	27	6	22.2	110	23	20.9	471	133	28.2	
	うち一般行政職	448	104	23.2	19	6	31.6	79	19	24.1	350	79	22.6	
再掲	警察関係	68	5	7.4	0	0		20	0	0.0	48	5	10.4	
	教育委員会	60	24	40.0	0	0		11	4	36.4	49	20	40.8	

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード			1:2025年4月1日			2:その他(西暦)					
			課長補佐相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
本庁	計	492	108	22.0	615	174	28.3				
	うち一般行政職	394	103	26.1	421	148	35.2				
支庁・地方事務所等	計	642	283	44.1	906	404	44.6				
	うち一般行政職	404	159	39.4	376	164	43.6				
全体	計	1,134	391	34.5	1,521	578	38.0				
	うち一般行政職	798	262	32.8	797	312	39.1				
再掲	警察関係	160	19	11.9	388	59	15.2				
	教育委員会	125	76	60.8	133	76	57.1				

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
本庁	計	36	6	16.7	50	13	26.0	58	17	29.3	
	うち一般行政職	31	6	19.4	46	13	28.3	41	13	31.7	
支庁・地方事務所等	計	45	11	24.4	109	37	33.9	92	36	39.1	
	うち一般行政職	25	4	16.0	69	22	31.9	42	12	28.6	
全体	計	81	17	21.0	159	50	31.4	150	53	35.3	
	うち一般行政職	56	10	17.9	115	35	30.4	83	25	30.1	
再掲	警察関係	13	2	15.4	22	1	4.5	24	4	16.7	
	教育委員会	5	1	20.0	19	10	52.6	10	4	40.0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他		
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外								
課長相当職	○		○		○	◎			○			
課長補佐相当職	○		○		○	◎			○			
係長相当職	○		○		○	◎			○			

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験		710	97	13.7
昇格試験		0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全	体	302	155	51.3
うち上級		214	107	50.0
うち一般行政職		145	72	49.7
うち上級		116	60	51.7
うち警察関係		23	7	30.4
うち上級		12	5	41.7

問7-7 職員の通姓又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	鳥取県職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第2条 職員は、人事企画課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれないものにおいて、旧姓を使用することができる。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
49	8	16.3	11	1	9.1

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	鳥取県男女協働未来創造センター			愛称・通称	よりん彩				
設置年月日(西暦)	2001年4月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設			
所在地等	郵便番号: 682-0816 住 所: 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心内 電話番号: 0858-23-3901 FAX番号: 0858-23-3989 ホームページ: https://www.pref.tottori.lg.jp/35697.htm								
管理・運営主体	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 男女協働未来創造本部) 指定管理者(名称: その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 男女協働未来創造本部) 指定管理者(名称: その他()								
職員数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	10 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	13 人	予算額	2025年度	18,660 千円		
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 連携・協働(主な事項: ワークライフバランス講師派遣事業(社会研修への講師派遣)) ○ 2. 広報啓発(主な事項: ホームページ、Facebook、Xによる広報、啓発パネルの貸出) ○ 3. 講座(主な事項: 普及啓発、人材育成、県民企画の講座への支援) ○ 4. 相談事業(主な事項: 一般相談、専門相談(心、法律、男性)) 5. 実態把握(主な事項:) 6. 調査研究(主な事項:) 7. 國際交流(主な事項:) ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: 図書、雑誌、新聞、DVDの収集・貸出、人材バンク) ○ 9. 苦情処理(主な事項: 鳥取県男女共同参画推進員事務局) ○ 10. その他(主な事項: 交流促進(交流サロン、団体ボックスの提供))								

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1. 有 問10-2 鳥取県ジェンダー平等をすすめるネットワーク 2. 無 名称等:	加盟団体数 7
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2. 1. 有 2. 無	会員数
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [内容:]	

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

- 1. 担当者連絡会議の開催
 2. 市区町村職員研修会の開催
 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
 4. 関係情報の収集提供
 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 6. 補助金等の交付
 7. その他
- 〔 名 称 :
 概 要 :
 内 容 : 〕

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 3. その他
 〔 内 容 : 〕

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	55,150	58,512	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	2 %	2 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		○
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		○
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定		○
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定		○
(5)	その他(内容:)		

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○	○
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
1 「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○	
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
3 役員に占める女性割合に関する項目			
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○		
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○		
6 その他「登用促進等」に関する項目			
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○	
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○	
9 短時間正社員制度の導入	○	○	
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)			
12 その他	○		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度(4, 5, 7, 8, 9) 鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業(4, 5, 7, 8, 9) 鳥取県男女共同参画推進企業認定(1, 2, 4, 5, 7, 9, 12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	イクボス・ファミボス宣言企業表彰(1, 7, 8, 9, 10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	女星活躍とつどり会議
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 2. 無	問17-1 鳥取県男女共同参画マップ			
		1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合 1 年毎
問17-1 公表周期					
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発			
・①SNSによる情報発信	①ホームページ、Facebookを活用した講座情報の提供。	②6社	①随時 ②12月頃
・②イクボス・ファミボスの好事例の発信	②イクボス・ファミボスに取り組む企業の優良事例を地元紙で広く発信する。		
・③ワークライフバランス推進のための情報発信・普及啓発	③働く女性を取り巻く環境が共通する山陰両県が連携して、「男性の家事・育児・介護参画」を当たり前のこととして捉える社会全体の機運及び企業風土を醸成するため、ワーク・ライフ・バランスの実践を促すための情報発信・普及啓発を実施する。	③5社	③11月頃
・④女性ロールモデル発信事業	④働く場における女性の活躍をサポートし、自由な職業のひとつとして、女性がキャリアプランを描けるように県内で活躍する女性ロールモデルを新聞等で紹介する。	④5者	④随時
・⑤アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けた普及啓発	⑤各種情報発信やみんなで話彩や(はなさいや)広聴事業等を通じ、アンコンシャス・バイアスへの気づきや固定的性別役割分担意識の解消を促す。		⑤随時
・			
2. 表彰			
・イクボス・ファミボス宣言企業表彰	イクボス・ファミボスの優れた取組を実施している企業を表彰する。	6社	11月頃
・			
3. 講座			
・①「生活も仕事も」ととのうセミナー	①誰もが家庭・地域・職場のあらゆるところで、自分らしく、よりよく、暮らせる社会の実現を目指し、個人・多様な形態の家庭においてそれが家事・介護・子育て・仕事のワークライフバランスを図り、女性のキャリアアップ、男性の家事・育児や介護への参画等の促進につなげるためのセミナーを開催。	①575人、80人程度	①令和7年6月、令和8年3月
・②企業経営者向けトップセミナー	②持続的な企業成長を実現するため、男性の育休取得が重要であることを企業経営者等に認識していただくためのセミナーを開催。	②県内経営者 60名程度	②令和7年5月19日
・③男女共同参画推進人材育成講座	③男女共同参画を推進するキーパーソンとなる人材を育成するため、知識やスキルなどの向上を目指すためのセミナーを開催。	③40人	③令和7年9月5日
・④男女協働未来創造フォーラム理工系チャレンジ応援イベント	④アンコンシャス・バイアスや性別による役割分担意識の解消等の意識醸成や女性割合の少ない理工系分野への進路選択を支援するため、講演、パネルディスカッション、イベントを実施。	④520人程度	④令和7年8月8日
・⑤相談スキルアップ講座	⑤相談業務、支援業務にかかる相談員、担当者、民生児童委員等に対し、男女共同参画の視点を踏まえた相談業務の質の向上を図るための講座を開催。	⑤3講座計100人	⑤令和7年7月17日、8月21日、9月5日
・⑥女性リーダー育成セミナー	⑥各企業における女性リーダー育成のため、管理職・中堅・全職位を対象に女性社員等を対象としたキャリア形成、キャリアアップに資するセミナーを実施。	⑥合計90人程度	⑥令和7年11月～令和8年1月
・⑦ジェンダー・バイアス解消セミナー	⑦男女共同参画を実現していくため、長年にわたり人々の中に形成された性別に基づく固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)にとらわれることなく男女共同参画への理解を深め意識を育んでいく。	⑦80人程度	⑦令和7年11月以降
・⑧男女共同参画・女性活躍に係る次世代の育成	⑧女性の入職が少ない分野で働く県内の女性を講師として学校に派遣するなど、学校における自発的取組を支援し、児童・生徒の男女共同参画に関する意識を育てる。	⑧8校程度	⑧年間を通じて開催
・⑨女性活躍推進に向けた課題対応研修	⑨男女共同参画推進企業の経営者、人事労務担当者向けに女性活躍に資する取組や労務関連制度のフォローアップのほか、多様な価値観、社会の変化に伴う新たな課題に対して理解を深める研修を開催する。	⑨90名程度	⑨令和8年1月以降
・⑩企業向けアンコンシャス・バイアス気づき促進セミナー	⑩県内企業の職場意識改善を図るため、性別に関するアンコンシャス・バイアスへの気づき等にむけた企業向けセミナーを開催する。	⑩50名程度	⑩令和8年1月以降
・			
4. 相談事業			
・相談事業	一般相談、専門相談(心の相談、男性相談、法律相談)		通年
・			

5. 情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ①情報ライブラリー ②啓発パネル貸出 ③鳥取県男女共同参画白書 ④鳥取県男女共同参画マップ ・ ・ 	<p>①男女共同参画社会づくりの推進に必要な情報提供を行うため、資料(図書、行政資料、雑誌、映像資料等)を収集し、貸出を行う。</p> <p>②市町村・団体・企業等が実施する講演・セミナー等の事業開催時、参加者の意識を高めることを目的として、男女共同参画に関する啓発パネルを貸出。</p> <p>③計画に沿った取組・進捗状況をまとめた年次報告書を刊行。</p> <p>④県内市町村の男女共同参画状況をまとめたマップの発行。</p>	①通年 ②通年 ③令和7年11月、令和8年3月 ④令和8年2月
6. 苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県男女共同参画推進員制度 ・ ・ 	男女共同参画に関する苦情・不服の申出を審査し、必要と認めるときは県の機関に対して是正もしくは改善の措置を講ずるよう勧告または制度の改善を求める意見を公表する。	随時
7. 交流促進	<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職等ネットワークづくり支援 ・ ・ 	様々な職場や立場の女性従業員が、キャリアに関する不安や悩み等を相談・共有できる交流の機会を提供し、ネットワークづくりを支援する。	約20名程度 令和7年8月以降 年7回程度
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ①ワークライフバランス講師派遣事業 ②男女共同参画推進企業認定制度 ③輝く女性活躍パワーアップ企業、輝く女性活躍スタートアップ企業登録制度 ④介護等支援コーディネーター派遣 ⑤働きやすい職場づくり・人材活用促進支援コンサルタント(就業規則等整備支援)派遣 ⑥女性の新たな挑戦支援 ・ ・ 	<p>①これから男女共同参画を支える主体となる子育て世代や、会社・地域で経験を積んで責任ある仕事をしているミドル世代の主に男性の有職層に対し、家庭における家事・育児・介護への協働について具体的なイメージを持ってもらい、育児と家事等との両立に向け機運の醸成を図る。</p> <p>②性別にかかわりなく働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業について、育児・介護など家庭と仕事の両立支援制度の整備状況、男女均等な能力活用等の取組状況を審査し、男女共同参画推進企業として認定。</p> <p>③女性の活躍推進のための自主宣言を行い、行動計画を策定し、女性の管理的地位登用に向けた人材育成や就業継続可能な働きやすい環境整備に取組む企業を登録、その取組を支援。</p> <p>④介護離職等をさせない職場環境づくりの推進を目的に、介護コーディネーター(保健師等)を派遣する他、企業の総務・人事担当者向けのセミナーを開催し、介護と仕事の両立の取組を支援。</p> <p>⑤男女共同参画推進企業等の就業規則の整備促進を目的として、社会保険労務士を派遣。</p> <p>⑥子育て・介護等の様々な事情で就労していない女性に対し、自身のライフスタイルに合わせたやりたいこと(夢・希望)への挑戦を支援し、その後の就業・日常生活・地域活動における本人の主体性・自立性向上を促す。</p>	①年間10回程度 ②年4回 ③登録は年4回。支援は随時 ④派遣は随時。セミナー開催は、令和8年1月以降。 ⑤随時 ⑥随時 ④5社程度 ⑥10名程度
9. 國際交流・海外派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 		
10. 調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 		
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	鳥取県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	<p>1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。</p>	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	<p>1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。</p>	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	<p>1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。</p>	1	
規定名	鳥取県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産(配偶者の出産を含む。)、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	<p>1. あり 2. なし 3. その他(減額しない規定あり)</p>	3	
規定名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	<p>1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)</p>		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1		
公務			
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	<p>1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし</p>	2	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	<p>1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし</p>	2	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	<p>1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</p>	1	
行っている取組 ※実施しているもの:○	<p>1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他()</p>	○ ○ ○	
規定名	鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(行為規範) 第3条 議員は、次に掲げる行為規範を遵守して行動しなければならない。		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	<p>1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。</p>	1	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	<p>1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。</p>	1	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	<p>1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</p>	1	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	<p>1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。</p>	2	

規則名	
条本文	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕	
計画、指針名 該当部分の規定	鳥取県地域防災計画 (該当部分) 地域防災計画別紙「県の各部局等所掌事務(災害予防対策)」に役割を記載。 未来創造課: 男女共同参画の視点を生かした防災及び災害応急対策の総括に関すること 県民運動課: 所掌業務に関連する防災対策に関すること

2025年度調査より以下の設問(問21~問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	20 人	うち女性数	4 人	女性比率	20.0 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

2 1. 実施している 2. 実施していない

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。
(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1 1. 条例 2. 条例以外(要綱など)〔 〕

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1 1. あり 2. なし

調査時点コード: 1

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ()

問20. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2023年4月12日 ~ 2027年4月11日
副知事	1人	(女性 0人、男性 1人)	

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	69	28	40.6	
	都道府県防災会議(委員のみ)	68	28	41.2	
内 訟	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	1	1	100.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	5	25.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	23	22	95.7	
×	2 國土利用計画地方審議会				2025年4月1日現在、任命なし
3	土地利用審査会	7	4	57.1	
4	都道府県交通安全対策会議	25	10	40.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	12	40.0	
7	精神医療審査会	14	7	50.0	
8	都道府県生活衛生適正化審議会	10	4	40.0	
9	都道府県医療審議会	22	11	50.0	
10	准看護師試験委員会	3	1	33.3	
×	11 麻薬中毒審査会				2025年4月1日時点、任命なし
12	地方社会福祉審議会	17	9	52.9	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0	
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				2025年4月1日時点、任命なし
17	都道府県森林審議会	15	6	40.0	
18	都道府県建設工事紛争審査会	7	3	42.9	
19	建築審査会	5	2	40.0	
20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
21	都道府県都市計画審議会	16	9	56.3	
22	開発審査会	7	4	57.1	
23	私立学校審議会	12	5	41.7	
×	24 石油コンビナート等防災本部				
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
28	地方港湾審議会	10	4	40.0	
×	29 土地区画整理審議会				廃止
×	30 教科用図書選定審議会				
31	介護保険審査会	15	6	40.0	
32	都道府県固定資産評価審議会	7	4	57.1	
33	感染症の診査に関する協議会	10	4	40.0	
×	34 警察署協議会				
35	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	3	42.9	
×	37 都道府県国民保護協議会				2025年4月1日時点任命なし(選任作業期間中)
38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
×	44 留置施設視察委員会				
45	傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	15	6	40.0	
46	指定難病審査会	10	1	10.0	
47	小児慢性特定疾病審査会	3	1	33.3	
48	行政不服審査会	5	2	40.0	
49	地域医療対策協議会	27	11	40.7	
50	幼保連携認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
51					
52					
53					
54					
55					
	合計	439	189	43.1	
	女性委員の審議会数	0			

問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	2	50.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	7	46.7	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	10	4	40.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	4	50.0	
合 計		59	26	44.1	
女性委員の委員会数		0			